

平成29年度第1回印西市安全で安心なまちづくり推進協議会

期日：平成29年6月30日（金）

午前10時～11時10分

場所：印西市役所附属棟23会議室

議 題

- (1) 印西市犯罪被害者等支援条例に関する報告について
- (2) 防犯カメラ設置に関するガイドライン等について
- (3) その他

出席委員（11名）

- 1号委員 林 和行
- 2号委員 加藤 哲夫
- 2号委員 大塚 延男
- 3号委員 太田 正
- 3号委員 青柳 和江
- 3号委員 板倉 裕幸
- 3号委員 小野寺 真貴子
- 3号委員 片爪 英隆
- 3号委員 海老原 稔
- 3号委員 五十嵐 新一
- 4号委員 澤口 義昭

欠席委員（1名）

- 1号委員 鈴木 道夫

出席職員

- 市民部長 古川 正明
- 市民安全課長 豊田 光広
- 市民安全課主幹 吉野 徹
- 市民安全課主査 出山 健生

傍聴者（2名）

《議事録》 <要点筆記>

(事務局) 課長

- ・挨拶
- ・傍聴者の報告（傍聴者2名あり）
- ・会議資料の確認
- ・欠席委員の報告
- ・議事進行を加藤会長へ依頼

【委嘱状交付（2名）】

【市民部長挨拶】

【職員紹介】

【委員紹介】

(事務局) 課長

- ・欠席委員の報告
- ・議事進行を加藤会長へ依頼

(議長)

- ・会議録の署名者の指名（太田委員、青柳委員を指名）
 - ・会議録の公開について
- それでは、議題に入ります。

議題（1）印西市犯罪被害者等支援条例に関する報告について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

昨年は、印西市犯罪被害者等支援条例に関しましていろいろなご意見をいただきましてありがとうございました。おかげさまで県下では早い方で条例制定ができました。そのご報告も含めてご説明させていただきます。

条例制定の経緯からご説明いたします。平成29年3月16日に議会にて条例が可決されました。3月21日に条例の公布、3月27日に印西警察署との協定締結、そして4月1日から条例施行となりました。

次に、昨年12月27日付けで同協議会から頂いた答申事項につきましてご報告させていただきます。

まず、犯罪被害者等に対する支援策の実効性が確保できるように「相談窓口の明示」、「相談担当者の能力の向上」を図っていただきたいということでございます。

「相談窓口の明示」では、庁舎 1 階ロビーの階段脇に案内表示をしています。また、2 階市民安全課のカウンターに「犯罪被害者等支援総合窓口」の表示をしています。

「相談担当者の能力向上」でございますが、犯罪被害者対策の経験を有する任期付き職員 1 名を市民安全課に配置致しました。犯罪被害者対策の経験を有する他課職員 2 名に相談業務の補助を文書で依頼済みであります。

なお、6 月 30 日、本日でございますが、県主催の犯罪被害者等支援研修会に職員 2 名が参加しております。

次に、条例施行後、犯罪被害者が必要な情報としていつでも目にできるよう広報啓発活動に努めることにつきましては、市の広報紙「広報いんざい」を利用しまして、4 月 15 日号に「誰もが安心して暮らせるように、犯罪被害者等支援条例を制定しました」を表題に掲載を致しました。6 月 15 日号では「印西市犯罪被害者等支援条例における連携協力に関する印西警察署と協定締結」に掲載致しました。

市ホームページへの掲載としましては、2 月 10 日、まだ条例制定前ではございますが、千葉県には千葉犯罪被害者支援センターがございまして、この「千葉犯罪被害者支援センター」を紹介致しました。4 月 1 日には、「犯罪被害者等支援相談」として、印西市犯罪被害者等支援条例を 4 月 1 日に施行したことを発表し、条例の概要を掲載致しました。

町内会・自治会 178 団体への回覧として、「誰もが安心して暮らせるように、～犯罪被害者等支援条例を制定しました～」を 4 月 26 日に配布致しました。

市民への周知と啓発活動を推進し、今後も職員の能力向上と広報啓発活動を続けて行く所存であります。どうぞ宜しくお願い致します。

(議長)

只今の説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(事務局)

今回のこの条例につきましては、千葉県下でも珍しいケースとなっております。今後の予定と致しまして、千葉県弁護士会主催のシンポジウムが 8 月 21 日(月) 13 時から千葉市民会館小ホールにて行われます。そこで印西市長に基調講演の依頼が来ております。ご都合がよろしければご参加いただけたらと思います。宜しくお願い致します。

(議長)

ご質問はよろしいでしょうか。質問等がないようですので、次の議題に入ります。

(2) 防犯カメラの設置に関するガイドライン等については、印西市長より諮問文が出されておりますので、諮問文の朗読をお願い致します。

(事務局)

それでは、諮問文の朗読をさせていただきます。

印西市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインについて (諮問)

市内の犯罪等の未然防止を図るため防犯カメラの設置等について、その留意すべき事項を定めることにより、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護等の調和を図り、防犯カメラを適切かつ効果的に活用し、安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的として印西市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(案)を作成いたしました。つきましては、同ガイドライン(案)について意見を求めます。以上でございます。

(議長)

事務局から諮問文の朗読が終わりましたので、議題(2)防犯カメラの設置に関するガイドライン等について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

皆様にお配り致しましたガイドライン(案)ではありますが、昨日まで検討を重ねまして、加除訂正がありますので、再度配付をさせていただきます。申し訳ありません。

なお、訂正部分を棒線で示し、加えた部分は赤字で表示してあります。また、審議の中でご説明させていただきます。

【配付】

それでは、(2)「防犯カメラの設置に関するガイドライン等について」ご説明致します。

まず、防犯カメラの設置に関する経緯と現状についてご説明致します。

街頭における防犯カメラ設置については、平成21年印西市安全で安心なまちづくり推進協議会において審議され、同年11月に意見書が提出されております。

その意見書の概要は国のまちづくり交付金の概ね4000万を活用して駅周辺に防犯カメラを設置するに際し、設置場所、台数、撮影方向などが詳しく示されております。

防犯カメラの設置事業は平成 22 年から始まり、千葉ニュータウン中央駅に 11 基あります。これは全てロータリーに設置してあります。印西牧の原駅に 11 基、木下駅南口と地下通路に 7 基、計 29 基、その後は、木下駅北口と小林駅北口に 9 基、さらに印旛日本医大駅に 6 基を増設し、現在の合計は 44 基となっております。

この防犯カメラの設置者は印西市であります。管理責任者は市民部長、運用責任者が市民安全課長、画像取扱者は指定された職員となっております。

これらは、皆様にあらかじめ配布を致しました、印西市防犯カメラの設置並びに管理及び運用に関する要綱が平成 19 年に施行されておりますので、この要綱に基づき遵守させているところであります。

なお、これ以外に市が設置している防犯カメラは市営の駐輪場に 151 基、駅舎の自由通路に 33 基、公共施設に 25 基が設置されております。この他に市以外が設置している防犯カメラについては未把握であります。

次に、防犯カメラ設置に関する要望、お問い合わせについてご報告致します。

現在、市に対し、町内会から街頭防犯カメラを設置してもらいたいとの要望があるほか、市以外が自費で防犯カメラを設置するための基準やルールが有るのか、また、設置費用について市からの補助が受けられるのか、といった問い合わせが数件あり、防犯カメラへの関心が高まってきております。

次に、防犯カメラの設置等に関する基準の必要性であります。犯罪の抑止効果はもとより、犯罪捜査に役立つと社会的にも認められている防犯カメラについては、平成 21 年に印西市安全で安心なまちづくり推進協議会に諮り、意見をいただき、それに沿って市が設置してまいりましたが、今後は市以外が自費で防犯カメラを設置するといった傾向が見られることから、今後の防犯カメラ設置の目的や場所等について、新たに方向性を決める時期にきております。

また、これまでの事業資金は、主に国のまちづくり交付金を活用してきましたが、今後は市独自の資金拠出となることから、今後、防犯カメラを設置する場合、県の市町村に対する防犯カメラ等の設置事業補助金制度を活用する考えであります。県の補助金制度を活用するには、いくつかの条件が示されております。これまでは、ひったくり、自動車盗、車上ねらいの 3 罪種の抑止を目的としておりましたが、最近では松戸での事件があったことから、通学路の安全確保にも適用できないかどうかを県が検討しております。まもなく、適用が拡大される見通しです。

また、設置場所については、警察署との協議が必要であり、更に市町村が設置する防犯カメラ、または町内会・自治会が自費で設置する防犯カメラに市が補助しているものに対して、県が補助するという間接補助というものを利用していきたいと考えております。

なお、県内において防犯カメラの条例を制定しているのは、市川市、佐倉市、八街市があります。ガイドラインを定めているのは、千葉市、市原市、成田市、我孫子市であります。狙いが設置状況を把握するためなのか、それともルールを守りながら設置してもらうのか、当市としては市以外が設置する防犯カメラについてガイドラインといった形でルールを示すことにより、それを守っていただくことで防犯カメラの有用性とプライバシーの保護等との調和を図ってまいりたいと考えております。

それでは、防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（案）についてご説明致します。

まず、既に運用されております印西市防犯カメラの設置並びに管理及び運用に関する要綱と異なる点ではありますが、要綱では規制対象が市のみであります。ガイドラインでは市以外が対象となります。規制の形態ですが、要綱が「市による自主管理規程」に対し、ガイドラインでは「市が住民に対して防犯カメラの適正・自主的な管理を促す指針」となります。その他、防犯カメラの設置及び運用に関する留意項目については、要綱もガイドラインも内容的には変わりはありません。

それでは、留意項目の要点のみ申し上げます。専ら犯罪の予防を目的として道路等の公共空間を撮影する防犯カメラであるということ。防犯カメラが設置されていることが認識できるよう、見やすい場所に防犯カメラ作動中のプレートと設置者の名称を表示すること。また、管理責任者等を指定することで、画像の漏洩や紛失を防ぎ、適正な画像の取扱いを確保します。また、画像の保存期間は、記録媒体の保存可能な期間や個人情報保護の観点から「2週間以内」とし、経過すると自動的に上書きされ、消える仕組みとします。但し、画像を捜査機関に提供する場合などには、保存期間を変更することができるとしています。その他、画像は編集や加工せずに保存すること。記録媒体は施錠できる場所に保管すること。保存期間を終了した画像記録媒体は、粉碎や裁断等の処分をすること。後々のトラブル防止のため画像のモニター設備は設けないこと。画像から知り得た情報は決して漏らさないこと。画像利用の提供の制限としては、一つ目は、法令に基づく手続きにより照会等を受けた場合。二つ目は捜査機関から犯罪捜査のため情報提供を求められた場合。三つ目は人の生命や身体、又は財産に対する差し迫った危険があり緊急の必要性がある場合などに制限することとしています。

また、苦情等の処理及び保守点検を加えた管理運用規程を作成することなど細かくお願いしております。なお、個人情報の取扱いに関しましては、ガイドラインに定めるもののほか上位法規である印西市個人情報保護条例を踏まえ適正に行うことと補足しております。

以上がガイドライン（案）の説明でございます。ご審議のほど宜しくお願い致します。

（議長）

只今の説明につきましてご意見、ご質問はございますでしょうか。

（委員）

要綱では「市」が設置する場合、今回のガイドラインでは「市以外」が設置する場合だと思えますが、このガイドラインを読む限り「誰が」というのがわからないのですが、「市以外」が設置するとガイドラインに記載しなくては分からないのではないのでしょうか。「市」なのか「市以外」なのか、訂正される前の部分では「地域団体」と表現されていましたが。

（事務局）

このガイドラインは広く一般的に守っていただくルールでありまして、「地域団体」だけではなく事業所も個人の方も対象としております。この後に補助金要綱を策定する予定であり、その対象団体として「地域団体」を記載したいと思っています。

（委員）

その説明が先がないので、疑問に思いました。

（委員）

ガイドラインでの（４）で、画像の保存期間という表現ですが、要綱では保管期間とありますが、この違いは何か意味合いが異なるのでしょうか。

それと、（６）のアの法令に基づく手続きにより照会等を受けた場合とあるが法令とはどのようなものなのか。ウの人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合の緊急の必要性、その時に画像を利用して良いとの判断は誰がするのでしょうか。

（事務局）

保存と保管については、しっかり区別致します。法令とは、主に警察からの照会を想定しています。画像利用の判断は、管理責任者になります。

（委員）

緊急の必要性を誰が判断するのか、その辺を謳いこんでおかないと混乱する

のではないかと思います。最後に、(配布された)この参考例については、これから説明があるのでしょいか。

(事務局)

この参考例は、ガイドラインの中の防犯カメラの設置及び運用に関する留意事項等であります。この項目に沿って作ってください、ということです。

(委員)

はい、わかりました。

(委員)

1の目的で、市内の犯罪等の「等」ですが、例えばゴミの不法投棄も入るのでしょうか。

(事務局)

ゴミの不法投棄は入りません。専ら道路等の公共空間を撮る防犯カメラになりますので、犯罪の防止を目的とします。

(委員)

このカメラの所有権は、設置者にあるのでしょうか。

(事務局)

はい、設置者にあります。

(委員)

4において遵守とありますが、その強制力はあるのでしょうか。

(事務局)

強制力はありません。

(委員)

罰則等は無く、ルールに従って下さいということですね。

(事務局)

そのとおりです。罰則等を設けるのであれば条例となります。

(委員)

先ほどの質問でゴミの不法投棄の監視カメラはクリーン推進課になると思います。ここでの防犯カメラとは用途が違うと思います。

(委員)

その違いがよくわかりませんが。

(委員)

住民の誰が捨てたのかなど、個人のプライバシーの問題が出てくるので注意しないとイケないと思います。

(事務局)

これまで防犯カメラの要綱で市が設置することができますので、防犯関係であれば市民安全課、他の内容ではその担当する課が設置することとなります。市以外が設置するカメラについては、今回のガイドラインに沿って設置してください、ということです。

(委員)

先ほど説明のあった防犯カメラですが、かなりの数が設置されていますね。これから新たに通学路等へ設置を考えていくうえで、台数が増えると保守点検等の維持が大変だと思います。点検等はどのように行っているのか。

(事務局)

防犯カメラの保守点検ですが、年に一回行っております。その際に修理や部品交換が必要な箇所があれば適宜、修理・交換をしているところです。

(委員)

防犯カメラの設置場所によっては、1年持たないのもあるのではないのでしょうか。設置台数が増えると維持管理が大変だと思います。

(事務局)

これからは、市以外が設置をする傾向が強くなると思います。それを市が全て管理するのは難しいので、設置者に管理責任者を指定してもらい、管理保守点検を定期的に行っていただくこととなります。

(委員)

設置をお願いするのは簡単ですが、設置した後の維持管理が本当に大変だと思いました。

(委員)

防犯カメラの録画期間が2週間とありますが、2週間経つと消えてしまうのでしょうか。

(事務局)

上書きですので、2週間経つと消えてしまいます。

(委員)

防犯カメラの性能も昔より良くなってきていると思うが値段はいくら位でしょうか。

(事務局)

一式40万円位と想定しています。値段が安いものもありますが、ある程度の性能がないと（映った画像が役に立たない）問題もあるかと思います。

(委員)

3（3）ですが、管理責任者と取扱担当者とありますが、要綱では、管理責任者と運用責任者になっておりますが、どちらかに統一した方が良いのでしょうか。

(事務局)

取扱担当者も運用責任者も、特にやることの違いはありません。

(議長)

保存と保管の違いですが、要綱には使い分けがされているようです。

(事務局)

勉強させていただきます。しっかりと区別したいと思います。

(委員)

防犯カメラを設置してから、今までに警察から情報提供の依頼はあったのでしょうか。

(事務局)

警察へ提供したものはあります。殆どは、駐輪場内での自転車盗難であります。件数は年間で5件程度です。

(委員)

それは効果があったのでしょうか。市からの情報を見ますと万引きと自転車盗難がとても多いので。

(委員)

私の記憶では、防犯カメラを付ける前と付けた後では全然件数が違うと思います。はっきりとした数字としては掴んでいませんが。

(委員)

防犯カメラの効果ですが、要綱やガイドラインにあるように犯罪の予防という部分の効果については、どこが抑止になっているのか、目に見える数字で説明することはなかなか難しいのですが、防犯カメラの有る無しを比較した場合、はっきりと効果があると思います。新聞やテレビ等の報道で防犯カメラの画像が出てきますが、非常に抑止効果としては大きいものと思っています。また、提供いただく画像は、犯人や犯行の特定に活用させていただいております。

(委員)

行方不明者が3日間続けてありますが、このような時にも防犯カメラの映像を見せていただくこともあるのでしょうか。

(委員)

必要に応じてですが、可能性として画像がある場合には映っているかどうかの確認はさせていただきたいと思います。個人宅でも防犯カメラが設置されていればご協力をいただくことはございます。

(議長)

松戸市六実での事件では、防犯カメラの効果があったと聞いております。私は警察を退職してからイオンに勤めていましたが、万引きなどの事件を防ぐために各店舗に情報を提供しておりました。警察からは捜査関係事項照会書を持ってきますので、手続きの上、防犯カメラの映像を提供しておりました。例えば、異物混入を防ぐなどの様々な事件への抑止効果が防犯カメラによって発揮されていると思います。

(委員)

先程、県が補助制度に関して検討しているということでしたが、いつ頃に結論が出るのでしょうか。また、新聞などで千葉市、松戸市は具体的に掲載をされていますが、印西市はいつ頃を検討しているのでしょうか。さらに、市議会において防犯カメラに関する質問が出ていましたが、今後のスケジュールはどうなっているのでしょうか。

(事務局)

県の担当課に聞きますと、今、検討をしているところで、9月頃までには何かしらの動きが出てくると思いますので、それに間に合うように、ガイドラインや補助要綱を作っておきたいと考えております。市議会でもそのように答弁をしております。

(議長)

ひったくりや自動車盗などに関しては、今でも補助金は出ているのですね。

(事務局)

はい、出ております。

(議長)

通学路への決定が出るまでは、他の要望で通学路に防犯カメラを設置することは可能でしょうか。

(事務局)

5年ほど前に、県がひったくり、自動車盗、車上ねらいを防ぐために制度が始まりました。その時、印西市はその適用を受けておりません。なぜかと言いますと印西市にはひったくりがありませんでした。ですから県の補助を利用して来ませんでしたが、これからは、市以外から設置要望が出たときにルールを定めておかないと先に進める（県の補助制度を利用する）ことが出来ないと思っております。

(議長)

よろしいでしょうか。他にご質問はございませんでしょうか。

(委員)

市から補助金を出すためには、ガイドラインを守ってくださいということでしょうか。

(事務局)

ガイドラインが出来れば(補助制度を利用する)ベースが出来ます。また、補助金の要綱については、別に作成致しますが、県が補助し易いように対象を絞ります。

(委員)

お願いがあります。ガイドライン等のスケジュール表が必要ではないでしょうか。スケジュールが分かれば、防犯カメラ設置の検討もし易くなるので、宜しくお願い致します。

(議長)

他にご質問はありますか。無いようですので、次に、議題(3)に入ります。

議題(3)その他について、ご質問はありますか。

ないようですので、先程の(2)防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(案)につきましては、議論が煮詰まったということによりよろしいでしょうか。今後は、本日の意見を踏まえて市長への答申をさせていただきます。追って本日の議事録と答申を委員に送付させていただきますので、宜しくお願い致します。

以上で、本日の議題が全て終了致しました。皆様、ご審議ありがとうございました。以後の進行を事務局にお返し致します。

(事務局)

事務連絡でございますが、委員の皆様には報酬があります。報酬の支払いに際しては、後日通知文を送付させていただきます。なお、振込先の変更等がありましたら、市民安全課までご連絡をお願い致します。

(事務局)

防犯カメラに関するガイドラインにつきましては、貴重なご意見をいただきありがとうございました。本日のいただいた皆様のご意見をまとめまして答申書を作成致します。作成にあたりご相談させていただくこともございますので、宜しくお願い致します。以上をもちまして第1回印西市安全で安心なまちづくり推進協議会を終了致します。ご協力ありがとうございました。

《使用した資料》

- 1 会議次第
- 2 印西市安全で安心なまちづくり推進協議会委員名簿
- 3 座席表
- 4 関係団体活動紹介
- 5 印西市犯罪被害者等支援条例に関する報告資料
(広報：広報いんざい4月15日号)
(ホームページ：印西市犯罪被害者等支援条例の概要)
(回覧：誰もが安心して暮らせるように)
- 6 諮問書(写し)
- 7 印西市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(案)
- 8 印西市防犯カメラの設置並びに管理及び運用に関する要綱
- 9 【参考】平成21年度第2回印西市安全で安心なまちづくり推進協議会
会議録
- 10 印西市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(案) ※訂正分

印西市安全で安心なまちづくり推進協議会の会議録は、事実と相違ないのでこれを承認する。

平成29年7月28日

印西市安全で安心なまちづくり推進協議会

署名委員 太田 正

署名委員 青柳 和江